（外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、対外取引管理室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官十一人以内（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国為替業務に関する調査及び研究に関すること（対外取引管理室の所掌に属するものを除く。）。

二　財務省の所掌事務に係る外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関する制度の企画及び立案に関すること（対外取引管理室及び投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

三　国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること（対外取引管理室及び投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

［四～七　略］

八　本邦からの海外投融資に関すること（対外取引管理室及び開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

九　［略］

3　［略］

4　対外取引管理室は、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項、第二十一条第一項及び第二十五条第六項の規定に基づく許可を受ける義務を課することができる権限に関する事務（第二項第五号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

5　対外取引管理室に、室長を置く。

6　投資企画審査室は、外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務（対外取引管理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　投資企画審査室に、室長及び投資分析専門官一人を置く。

8　投資分析専門官は、命を受けて、投資企画審査室の所掌事務のうち重要事項についての調査その他専門的事項を処理する。

9　［略］

10　為替実査室に、室長及び検査情報専門官一人を置く。

11　検査情報専門官は、命を受けて、為替実査室の所掌事務のうち重要事項についての調査及び調整その他専門的事項を処理する。

12　［略］

13　［略］

14　為替実査官は、命を受けて、第九項の検査を実施する。

（国際調整室及び地域協力企画官）

第三十二条の三　地域協力課に、国際調整室及び地域協力企画官一人を置く。

［2～4　略］

［項を削る。］

（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　外国為替室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国為替業務に関する調査及び研究に関すること。

二　財務省の所掌事務に係る外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関する制度の企画及び立案に関すること（投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

三　国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること（投資企画審査室の所掌に属するものを除く。）。

［四～七　同上］

八　本邦からの海外投融資に関すること（開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

九　［同上］

3　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　投資企画審査室は、外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務をつかさどる。

5　投資企画審査室に、室長を置く。

［項を加える。］

6　［同上］

7　為替実査室に、室長を置く。

［項を加える。］

8　［同上］

9　［同上］

10　為替実査官は、命を受けて、第六項の検査を実施する。

（国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官）

第三十二条の三　地域協力課に、国際調整室並びに地域協力企画官及び地域協力調整官それぞれ一人を置く。

［2～4　同上］

5　地域協力調整官は、命を受けて、地域協力課の所掌事務のうち地域協力に関する調整その他専門的事項を処理する。